平成２３年（フ）第３１０６号
愛知県豊明市新田町南山97番地１　タウニィ南山102号
債務者　大川　憲男
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１２７号
名古屋市名東区八前２丁目1501番地　コートタウン千代が丘東11号
債務者　池田　宣夫
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０号
名古屋市中区正木２丁目３番32号　プレスイン正木３Ｃ号
債務者　山北　博樹
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５４号
滋賀県守山市古高町77、住民票上の住所福岡県糸島市志摩師吉789番地６
債務者　渡邉　実希
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８８号
広島市安佐南区大塚西３丁目２番３号タワーズウエスト1701、住民票上の住所広島市西区田方２丁目21番１―709号
債務者　植田　由香
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９６号
広島市中区舟入幸町13番25―102号　江郷ビル
債務者　明比　恵美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７８号
北九州市八幡西区則松６丁目14番５号
債務者　梶原　琢磨
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０７９号
北九州市八幡西区則松６丁目14番５号
債務者　梶原　房子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１号
北九州市小倉南区東貫１丁目15番36号
債務者　池田　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２４号
北九州市門司区奥田４丁目３番１―501号
債務者　花多山正治
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５３５号
大分市大字千歳2045番地　リバーサイドフェリカＢ702
債務者　岡村志津生
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５５７号
大分市高江南１丁目26番地の１
債務者　三浦　里美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５６０号
大分市花高松２丁目１番４号
債務者　姫野　訓広
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５７２号
大分市庄境５番21号
債務者　冨来　　智
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２号
大分市岩田町４丁目３番２Ａ５―144号
債務者　黒木己生子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２号
大分市新春日町２丁目６番25号
債務者　小原　妙子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６１７号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目５番40号
債務者　川畑　和代
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６４７号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目47番14号
債務者　入佐　初美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係